

神奈川県

令和7年度中小企業生産性向上促進事業費補助金（2次公募）

1 事業の内容

物価高騰や深刻な人手不足など、厳しい経営環境に置かれている中小企業が、「稼ぐ力」の安定・強化を図り、その利益を原資とした賃上げによって、成長と分配の好循環を生み出していくことが重要です。

このため、生産性向上に資する設備導入等に対し補助することで、持続的な県経済の発展を目指すため、「令和7年度中小企業生産性向上促進事業費補助金」の2次公募を開始します。

公募期間

令和7年9月8日（月）9時から令和7年10月3日（金）17時まで(受信有効)

※申請は原則電子申請システムを使用して行ってください。

※補助金の交付決定日から令和8年2月28日(土)までに実施した事業が補助の対象となります。

2 補助制度の概要

補助事業の内容	取組事例	補助率	補助上限額
生産性向上や業務プロセスの改善、人手不足の解消に資する設備導入等	・製造工程の改善に資する設備 ・検査工程の改善に資する設備 ・調理工程、サービス提供方法の改善に資する設備 など	補助対象経費の 1/2以内 〔小規模事業者は 2/3以内〕	500万円 〔下限額は 25万円〕

※同一事業内容で他の補助金の交付を受ける場合、本補助金の交付を受ける事はできません。

3 補助対象者

県内に事業所を有する中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する中小企業者
〔小規模事業者を除く中小企業者は補助率1/2以内、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第2条に規定する小規模事業者は補助率2/3以内〕

※令和7年度に生産性向上促進事業費補助金（6月公募、7月公募、8月公募）の申請をされた方は、2次公募には申請できません。

4 補助対象経費

経費の区分	内容	補助上限	
①機械装置等費	補助事業の遂行に必要な機械装置等の購入に要する経費	—	500万円
②ITサービス導入費	補助事業の遂行に必要なITサービスやシステムの導入・開発に要する経費	50万円	
③施設工事費	機械装置等を設置するために必要な最低限の改修工事に要する経費	100万円	

交付決定日以降に「発注・契約・登録・申込等」をし、補助事業の完了日（令和8年2月28日（土））までに「納品・工事完了等」及び「支払い」が完了したものが対象です。交付決定日より前に「発注・契約・登録・申込等」をした場合は、補助の対象となりません。また、令和8年3月1日（日）以降に「納品・工事完了等」又は「支払い」を行ったものも補助の対象となりませんので、十分ご注意ください。

5 主な補助要件（その他の補助要件は、公募要領をご確認ください。）

- （1）付加価値額が年率平均1.5%増加する事業であること
- （2）給与支給総額が増加する事業であること
- （3）申請者が主体的に事業の遂行を行うこと
- （4）補助対象となる事業を神奈川県内の事業所で実施すること
- （5）令和6年4月1日までに創業していること

6 採択審査における加点措置

次の4つの事業者については、採択審査で加点します。

- ・パートナーシップ構築宣言の宣言事業者

＜パートナーシップ構築宣言ポータルサイト＞

<https://www.biz-partnership.jp/index.html>

- ・事業継続力強化計画の認定を受けた事業者又は、申請中の事業者

＜事業継続力強化計画ポータルサイト＞

<https://kyoujinnka.smrj.go.jp>

- ・「事業承継計画書」を作成している事業者

＜神奈川県事業承継・引継ぎ支援センター＞

<https://kanagawa-shoukei.jp/>

- ・米国関税及び日産自動車の生産縮小による影響を受ける事業者

7 補助金の交付決定等

一定の審査基準に基づき審査内容の審査を行います。審査の結果、補助金の交付を決定した事業者には「交付決定通知書」、それ以外の事業者には「不交付決定通知書」を郵送します。

8 支払いまでの流れ

県から交付決定通知書が届いた後に、補助事業に着手（発注・契約・登録・申込等）し、事業の完了（納品・工事完了等及び支払い）後に所定の実績報告書類を提出していただきます。実績報告書類の提出期限は、令和8年3月6日（金）です。実績報告書類の審査により、適正に補助事業が行われたことを確認できた場合のみ、補助金を支払い（振込み）ます。なお、交付決定前の着手は認められません。

※その他、詳しくは、県ホームページ掲載の公募要領をご確認ください。

問合せ先

生産性向上補助金事務局

受付時間：平日9時から17時まで

電話番号 045-315-3755

ホームページ：<https://r7seisansei.pref.kanagawa.jp/>